

## X I 実地試験

---

## 実地試験

---

### 1. 実地試験の実施の管轄区分

実地試験の実施の管轄区分は原則として次のとおりとする。

- (1) 本省において実地試験を実施する技能証明の資格等
  - (ア) 定期運送用操縦士
  - (イ) 一、二等航空士
  - (ウ) 航空機関士
  - (エ) 一等航空整備士（飛）
  - (オ) 一等航空運航整備士（飛）
  - (カ) 上記資格に係る技能証明の限定変更
  - (キ) 操縦士（飛）の資格で型式限定を必要とする限定変更
  - (ク) 運航管理者技能検定
  - (ケ) 上記以外の資格等であって、本邦外で実地試験を実施するもの。
- (2) 地方航空局において実地試験を実施する技能証明の資格等

(1)以外の資格等の実地試験は実地試験受験申込書を受理する地方航空局において実施する。この場合、実地試験の受験希望地を管轄区域とする地方航空局と実地試験受験申込書を受理した地方航空局が異なる場合には、後者の地方航空局が前者の地方航空局に「技能証明等実地試験依頼書」（要領様式5）をもって試験を依頼する。

- (3) 本省又は地方航空局は、(1)又は(2)の管轄区分の実地試験を実施することができない場合には、実施の管轄区分にかかわらず他の地方航空局又は本省に実地試験の実施を依頼することができる。依頼する場合には、「技能証明等実地試験依頼書」を送付する。

### 2. 実地試験の実施計画と通知

- (1) 実地試験の実施計画は、毎月作成するものとし、本省にあつては首席航空従事者試験官が、地方航空局にあつては前任航空従事者試験官が受験希望月の前月15日（開庁日必着）までに提出された実地試験受験申込書の受験希望日に基づいて前月の25日頃までに作成する。

- (2) 実地試験の実施計画に基づき、実地試験を実施する航空従事者試験官は、受験者に実地試験の実施期日、場所その他必要事項を速やかに通知する。

### 3. 実地試験の実施

- (1) 航空従事者試験官は、操縦士資格にあつては「実地試験実施基準」及び「実地試験実施細則」に基づき、また、整備士資格にあつては「航空整備士実地試験要領」に基づき、厳正かつ公平に試験を実施し、その可否を判定しなければならない。
- (2) 実地試験は、試験官の「官執勤務時間内」に実施することを原則とする。

### 4. 実地試験受験申込書の効力

- (1) 次の理由により、実地試験の一部又は全部を実施できなかったときは実地試験は中止とし、延期することができる。この場合、「実地試験受験申込書」(規則様式第19号の2)は有効とする。
- ① 航空従事者試験官が試験のための行動を開始するときまでに「実地試験受験延期願」(要領様式8)を首席又は先任航空従事者試験官に提出し、認められた場合
  - ② 天候不良
  - ③ 使用機の故障
  - ④ 航空従事者試験官の不慮の事故等による諸都合
  - ⑤ その他止むを得ないと認められる場合
- (2) 次の理由により、実地試験を実施できなかったときは実地試験を行わなくても不合格と判定する。この場合、「実地試験受験申込書」は失効する。改めて実地試験を受けようとする場合は7項に基づき手続きを行う。
- ① 欠席
  - ② 遅刻
  - ③ 受験辞退
  - ④ 受験資格等の不備

### 5. 実地試験受験の延期

- (1) 実地試験の受験を延期しようとする者は、実地試験の実施計画が策定さ

れた後、試験官が試験のための行動を開始する前までに、別に定める「実地試験受験延期願」を提出しなければならない。

- ① 「実地試験受験延期願」には、教官又は監督者が作成した受験までの訓練計画書を添付しなければならない。
  - ② 実地試験の延期が認められた者は、受験希望月の前月15日（開庁日必着）までに、別に定める「実地試験受験申込書（再申込者用）」（要領様式10）を提出しなければならない。
- (2) 4項(1)中②③④⑤の理由により中止となった試験を改めて実施する場合は、首席又は先任航空従事者試験官が関係者と調整のうえ、実施日を決定する。

## 6. 実地試験の再受験

- (1) 再実地は、実地試験で不合格と判定された者及び5項(2)で実地試験を受けなかった者が再度実地試験を受験する場合をいう。
- (2) 学科試験に合格した者が、再実地を受けることのできる期間は、学科試験結果通知日から起算して2年以内に限られる。
- (3) 再実地を受けようとする者は、教官又は監督者が作成した受験までの訓練計画書を首席又は先任航空従事者試験官に提出しなければならない。
- (4) 首席又は先任航空従事者試験官は、訓練計画書を審査し、必要に応じて担当教官又は監督者から事情を聴取したうえで、再実地の妥当性についての可否を行う。
- (5) 実地試験で不合格と判定された者は、その実地試験不合格通知書の発行日より2ヶ月以内に限り、当該実地試験の申請添付書類の一部返還を求めることが出来る。その場合、「実地試験の申請添付書類の返還希望書」（要領様式11）に不合格通知書の写し及び住所、氏名等を記載したA4版の返信用封筒（書留相当の切手を貼付）を添えて、実地試験の実施を管轄した機関に提出すること。

## 7. 実地試験終了後の処置

- (1) 航空従事者試験官は、実地試験後、速やかに判定を完了し、「実地試験成績報告書(調書)」を作成する。

- (2) 航空従事者試験官は、4項(1)中②③④⑤の理由により実地試験の一部又は全部を実施できなかったときは、別に定める「実地試験（中止・不合格）報告書」（要領様式6）に中止した理由と所要事項を記入し、実地試験成績報告書（実地試験の一部を行った場合に限る。）とともに、首席又は先任航空従事者試験官に提出するものとする。
- (3) 航空従事者試験官は、4項(2)中①②③④の理由により不合格としたときは、「実地試験（中止・不合格）報告書」を不合格とした理由と所要事項を記入し、首席又は先任航空従事者試験官に提出するものとする。
- (4) 航空従事者試験官は技能証明等に係る実地試験を不合格とした場合は「実地試験不合格通知書」を受験者に交付する。
- (5) 航空従事者試験官は技能証明等に係る実地試験を合格とした場合は返信用封筒、写真及び記載事項を確認のうえ、合格年月日を記入し、「実地試験成績報告書」に添えて提出するものとする。
- (6) 1項(2)及び(3)により他局からの依頼による実地試験を実施した航空従事者試験官は当該実地試験を依頼した首席又は先任航空従事者試験官に「実地試験成績報告書」（様式7）を送付する。

本邦外実地試験の受験希望者に対する取扱いについて

1. 新型式航空機の導入等に伴い、実地試験を受けようとする者については、受験希望年度の前年度の5月末までに予算概算要求書を作成するために必要な資料を提出すること。
2. 新年度に実地試験を受けようとする者については、毎年1月15日までに、新年度内の受験計画書を提出すること。
3. 本邦外実地試験については、試験官の外国出張発令の準備にかなりの期間を要するので、受験月の2か月前頃から本省と調整のうえ、前月10日までに本邦外実地試験実施依頼書を提出すること。  
なお、実地試験申請をする際は、通常の実地試験手数料のほかに、航空法関係手数料令第8条の規定による本邦外手数料相当の収入印紙を貼付した別添様式による納付書を提出すること。
4. 実地試験の一部をシミュレータにより国内で受験し、その他の実地試験を本邦外で受験しようとする者の取扱いは、以下のとおりとする。
  - (1) 実地試験受験申込書の「受験希望地」欄に、シミュレータの受験希望地、受験希望年月日を記入し、余白に実機に係る同内容を記入する。
  - (2) シミュレータによる試験に合格後、本邦外で実機による実地試験を受けようとする場合には、3に定める取扱いを行うものとする。
  - (3) シミュレータによる試験を受験する者は、3か月以内に実機による実地試験を受けなければならない。
5. 実地試験受験申込書及び本邦外手数料の納付書に貼付される収入印紙は、提出する際には消印されたものであってはならない。

## 本邦外受験手数料の納付書

国土交通大臣殿

年 月 日

住 所

氏 名

の資格に係る実地試験を本邦外で受験するため  
実地試験手数料を下記のとおり納付いたします。

記

資格区分	新規・限定変更（該当を○で囲む）
受験機種	
受験日	年 月 日

金 円 （実地試験地： ）

収 入 印 紙  
(消印しないこと。)

## 実地試験受験延期願

国土交通大臣殿

年 月 日

住 所

氏 名

年 月 日 において実施予定の実地試験は、下記理由により  
延期をお願いします。

### 記

理 由	
(備 考) 1. 所 属	
2. 受験資格又は証明	
3. 次回受験希望日	年 月 日
4. 学科試験合格日	年 月 日
5. 連絡先	TEL

### ※注 意

1. 緊急の場合は取りあえず電話で連絡のうえ、この書類を提出して下さい。実地試験受験日前日の閉庁時刻以降の延期願いは一切受け付けません。この場合は不合格扱いになります。
2. 新たに受験希望日が決定次第、受験希望日の前月15日までに、実地試験受験申込書（再申込者用）を提出して下さい。



# 実地試験受験申込書（再申込者用）

国土交通大臣 殿

年 月 日

住 所  
氏 名

㊟

年 月 日付で申し込みました実地試験は、下記の日程で実施願  
います。

記

1. 所 属	
2. 受験資格又は証明	
3. 受験希望日	第1希望日 年 月 日
	第2希望日 年 月 日
4. 受験希望地	
5. 学科合格年月日	年 月 日
6. 連絡先	TEL

# 実地試験受験辞退届

国土交通大臣 殿

年 月 日

住 所

氏 名

年 月 日付けで受験を申請した実地試験について、受験を辞退致します。

記

受験資格又は証明	
受験申請日	年 月 日
理 由	
所 属	
連 絡 先	TEL